⑶　工事場所　宮崎県都城市山之口町地内
⑷　工事内容　本工事は、大淀川右岸土地改良事業計画に基づき、天神ダム選択放流施設製作据付建設工事の施工を行うものである。
ステンレス鋼製独立塔　１基　選択放流ゲート　１基　緊急放流ゲート　１門　付属設備　１式　管理橋　１式　電気設備　１式。
⑸　工期　平成30年３月19日まで。
⑹　使用する主要な資機材　ステンレス鋼材　１式、構造用鋼材　１式。
⑺　下記内容の対象工事である。
①　提出された技術資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式、総合評価落札方式（標準Ａ型及び施工体制確認型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
②　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。但し、契約後ＶＥは入札時ＶＥの提案範囲は対象としない。
③　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
④　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出・受領に関わる確認及び入札を原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、従来の紙入札方式による承諾を得た者は紙入札方式で行うことができる。
⑤　入札説明書等を電子入札方式からダウンロードする適用工事である。なお、電子入札方式からダウンロードできない状況にある者は、下記４の⑵のとおり配布する。
⑥　社会保険未加入業者の確認　入札届出の義務【①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務】を履行している建設業者であるかの確認を行うため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する通知書の写しを申請書及び資料の提出時に提出すること。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　九州農政局における「鋼構造物工事」に係る平成27・28年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再認定を受けた者を除く。
⑸　施工実績
①　平成12年４月１日以降に元請として自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体にあっては、構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は出資比率が20％以上のものに限る。※元請けとして自ら製作・据付とは、その設備の主要装置・機器について自ら設計・製作し、設備機能全体を保証することである。又、設備の一部単体装置・機器として使用する製品で、一体設備として必要となるシステムの設計を自社で行い、製作仕様書を示し他社に外注する製品（委託製作品・ＯＥＭ生産品）については自社製品として扱う。
②　同種工事とは、企業：ダム用水門扉製作据付工事とする。技術者：ダム用水門扉製作据付工事とする。また、当該実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評価点合計が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。
⑹　保守管理体制については、工事完成、引渡し後においても会社組織（同系列会社のサービス組織含む）に、設備、製品に対する保守サービス体制が、迅速に対応できる範囲に整備されていること。
⑺　技術提案等が適正であること。技術提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容であること。この技術提案が適正と認められない場合で標準案に基づいて施工する意志がある場合、また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、入札説明書に示す様式により標準案に基づいて施工する意志を記載し提出すること。
⑻　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
①　配置予定技術者
配置予定技術者については、必ずしも１人の技術者である必要はなく、工場製作・現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えないものとする。また、配置予定技術者の専任制については、次のとおりとする。
ア　工場製作については、専任制を義務付けない。
イ　現場据付については、専任制を義務付ける。
ウ　工場製作担当者は現場据付工事における担当技術者（現場代理人、主任技術者以外も可）として従事すること。ただし、常駐する必要はない。
エ　現場に着手する日については平成29年４月以降を予定しているが詳細な日程は請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
②　配置予定技術者の資格
ア　監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）
(a)　１級国家資格者（土木施工管理技士）
(b)　技術士（建設部門　選択科目：鋼構造及びコンクリート）
(c)　国土交通大臣特別認定者
イ　主任技術者
(a)　１級国家資格者（土木施工管理技士）
(b)　技術士（建設部門　選択科目：鋼構造及びコンクリート）
(c)　指定学科を卒業後、高等学校（旧実業高校を含む）５年以上、高等専門学校（旧専門学校を含む）３年以上、大学（旧大学を含む）３年以上、鋼構造物工事の実務経験を有する者
(d)　10年以上、鋼構造物工事の実務経験を有する者
③　配置予定技術者の施工経験
ア　平成12年４月１日以降に元請として自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した⑸に揚げる同種工事の施工実績を有すること。また、同種工事の施工実績として１年未満の工期においては１／２以上、１年以上の工期においては６ヶ月以上の従事期間の施工実績を有すること。工場製作について、一元的な管理体制で行われる場合は、同種工事の施工実績として１年未満の据付期間においては１／２以上、１年以上の据付期間においては６ヶ月以上の従事期間の施工実績を有すること。工場製作と現場据付けで配置予定技術者を変更する場合は、各々の期間（工場製作・現場据付け）が１年未満においては１／２以上、１年以上においては６ヶ月以上の従事期間の施工実績を有すること。なお、共同企業体にあっては、同種工事経験を有している１人の監理（主任）技術者について記載することで足りる。